

婦人関係資料シリーズ
参考資料 第四九号

労働者家族に関する基礎資料 (三)

労働省 婦人少年局

はしがき

労働者家族に関する基礎資料として、今回は厚生省関係諸施策および関連事項をまとめました。

この資料作成のために使用した厚生省関係資料

厚生法規総覧・厚生白書（昭和32年）

国民栄養の現状（31年度国民栄養調査成績）

健康と福祉（厚生省）・全国母子世帯調査結果報告書（31・8・1）

厚生行政基礎調査報告（昭和32年）

社会保障生活実態調査報告（昭和31年）

厚生広報

生活協同組合実態調査結果報告（昭和30年）

附加給付便覧（健康保険組合連合会）等

一九五八年八月

労働省 婦人少年局

目次

一 労働者家族の生活に關係に於いて公衆衛生に關する施策

I 栄養に關する施策

a 栄養改善法

b 栄養士数とその取場

c 労働者世帯の栄養の現状

d 国際水準より見た日本の栄養状態

II 保健衛生に關する施策

a 保健所法

b 保健所の仕事

c 保健婦数とその取場

III 結核予防に關する施策

a 結核予防法

b 労働者世帯の結核の実情

c 我が國の結核死亡率

d 結核対策

二 労働者家族の生活に關係の深い社会福祉に關する施策

I 社会福祉に關する施策

a 社会福祉事業法

b 福祉事務所数とその業務

c 民生委員法

II 生活保護に關する施策

a 生活保護法

b 生活保護法の保護の基準

c 労働者世帯の中、生活保護をうけている世帯数

d 労働者世帯に被保護世帯と目した理由

e 保護施設数と収容定員

III その他生活保護に關する施策

a 消費生活協同組合法

b 生活協同組合数と概況

c 公益質屋法

d 公益質屋の実情

三 労働者家族の生活に關係の深い児童福祉に關する施策

I 児童福祉に關する施策

a 児童福祉法

b 労働者家族が一般的に利用出来る児童福祉・相談施設

c 労働者家族が一般的に利用出来る児童福祉施設に働く人

α 地域の児童福祉活動の組織

II 母子福祉に関する施策

α 母子福祉資金の貸付等に関する法律

α 母子世帯の実情と福祉対策

III 母子衛生に関する施策

α 母子の保健指導

α 母親学級

IV 労働者家族の生活に関する関係の深い社会保険に関する施策

I 健康保険に関する施策

α 健康保険法

α 日雇労働者健康保険法

α 労働者世帯の社会保険加入状況

α 健康保険組合の付加給付

II 厚生年金に関する施策

α 厚生年金保険法

α 厚生年金保険法の適用事業所数

α 年金の支給状況

α 厚生年金積立金による福祉施設

α 労働者世帯の老令保障についての意識

α 保健衛生・生活問題等について相談に応ずる施設

α 労働者家族の生活に関する関係の深い厚生省の技藝と所掌事務

一、労働者家族の生活に関する関係の深い公衆衛生に関する施策

I、栄養に関する施策

α 栄養改善法（昭二七・七・三一法律）（改正）

（目的）

才一条 この法律は国民栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明らかにし、且つ、国民の栄養を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、もつて国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（国民栄養調査の実施）

才二条 国は、栄養改善の方途を講ずる基礎資料として国民の健康状態、栄養摂取と経済負担との関係等を明らかにするため、国民栄養調査を実施する。

（栄養相談所）

才八条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所の附属機関として、栄養相談所を設置することが出来る。

（栄養指導員）

才九条 都道府県及び保健所を設置する市に、栄養指導員を置く。

七、栄養士数とその取組

栄養士がどのような取組にこの位付いているかについて見ると才一表に示す通りである。

表 / 表 取 場 別 取 取 量 (世. 32.3)

取 取 量		取 取 量
小	計	20,684 10,071
取 取 量	市 場	441
	都 市	402
	取 取 量	658
	取 取 量	3,349
	取 取 量	1,138
	取 取 量	526
	取 取 量	477
	取 取 量	645
	取 取 量	2435
	取 取 量	10,613

(6)

C. 労働者世帯の栄養の現状

労働者世帯の栄養の現状は表に示す通りで、労働者世帯である労働的従事者世帯・事務的従事者世帯の食品の入手状況をみると、九〇%（九五%が購入物で、

その割合が全国平均に比べてかなり多い。労働者世帯の熱量の摂取量は二〇・一五・七（事務）・二〇・三二・七（労働）で、全国平均ならびに農家世帯よりいくぶん少くなっている。蛋白質の摂取総量は六八・五（労働）・七〇・五（事務）で、全国平均、農家世帯に比べてあまり変化が見られないが、動物性食品の摂取量は農家世帯に比べると、いくぶん多い。なお、事務的従事者世帯の動物性食品摂取量は二六・一五、労働的従事者世帯（二二・九）よりも多くなっている。

表 2 表 世帯別取取量 (31年5月)

(人/日当り)

取 取 量	全 国	世 帯	世 帯	労働的従事者世帯	事務的従事者世帯
(g)	総 量	1,049.0	1,100.2	1,049.7	1,016.8
	購入物の割合	(68.1%)	(21.6%)	(20.4%)	(90.0%)
	蛋白質	(31.9%)	(78.4%)	(79.6%)	(10.0%)
	総 量	2,093.5	2,287.2	2,233.8	2,032.7
(kcal)	動物性食品	168.3	155.1	123.1	165.1
	植物性食品	1,925.2	2,132.1	2,110.7	1,867.6
	総 量	70.1	73.7	69.8	68.5
	動物性食品	23.0	22.5	17.6	22.9
	植物性食品	47.0	51.2	52.2	45.6

注 厚生省「国民栄養の現状」(昭和31年国民栄養調査成績)による。

(7)

d 国際水準より見た日本の栄養状態

日本人の栄養状態を国際的見地より把握するのための参考として、表三、表四を掲げることとした。

表三 魚介類および肉類の年間摂取量
1953～1954 (単位キログラム)

	アメリカ	イギリス	フランス	日本	インド
魚 介	5	9	9	18	2
肉	78	56	71	3	1
計	83	65	80	21	3

—厚生白書(32年)より—

資料: UN, Report on the World Social Situation
(注) アメリカは1954年

表四 摂取カロリーのうち澱粉性食品(穀物、いも類、砂糖)によるものの比較
1952～1954

	アメリカ	イギリス	西ドイツ	日本	インド
比 率(%)	42	50	54	78	76

厚生白書(32年)より

II 保健衛生に関する施策

a 保健所法—昭和二十二年九月五日法律第一〇一号—(改正)

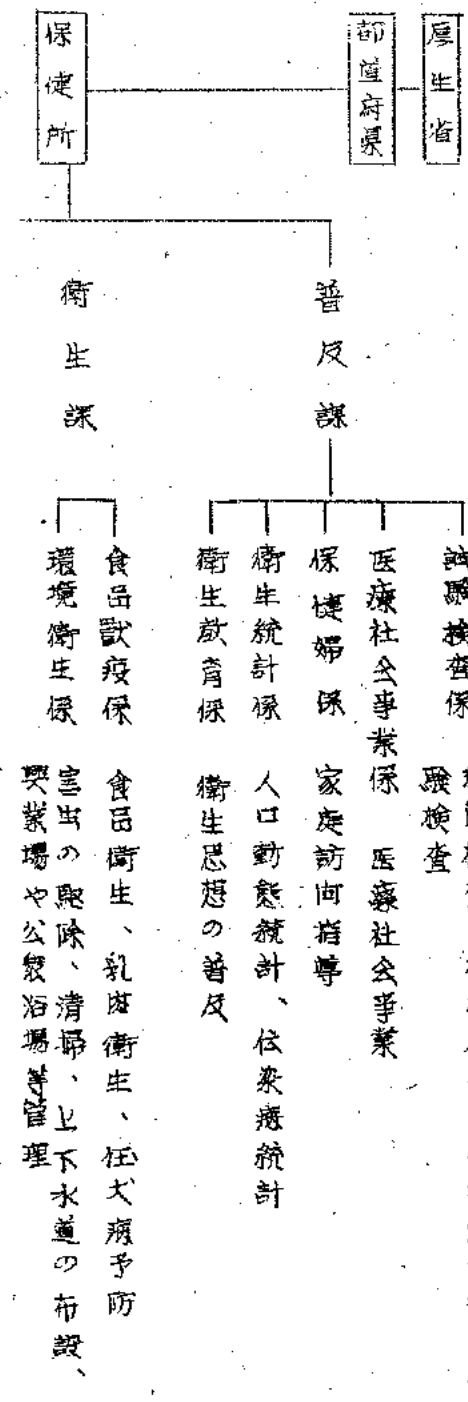
(設置)

第一系 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は政令で定める市が、これを設置する。

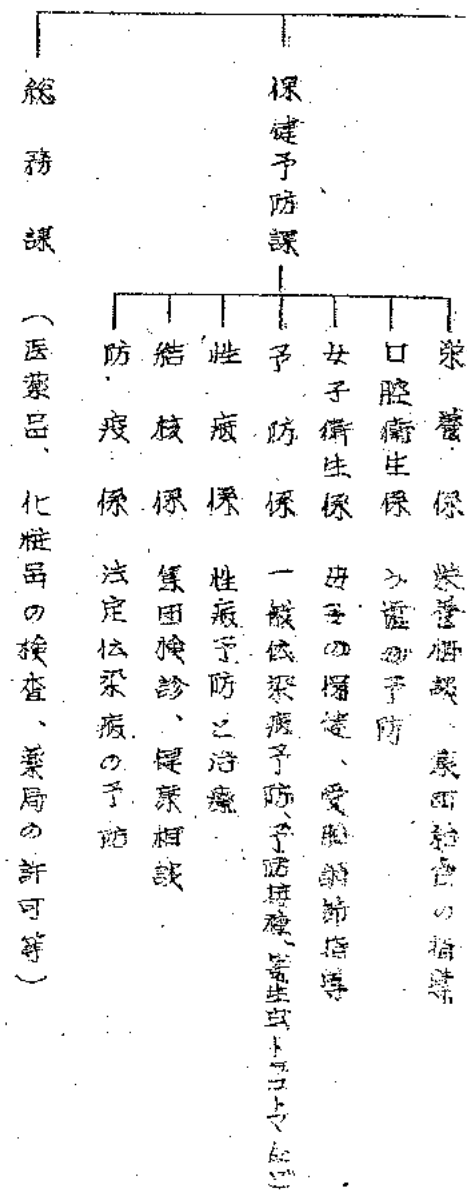
〔設置基準〕—保健所施行令(昭三三年四月二日政令第一七七号)

第二系 保健所は、人口おおむね十万を基準として設置するものとする。但し、交通事情、他の官公署との関係、公衆衛生状態、人口の分布状態等を考慮し、特別の事情があるときは、この限りでない。

b 保健所の仕事



全四に六三カ所



総務課

(医薬品、化粧品、化粧品、検査、薬局の許可等)

表5 保健婦数
(昭31.12.31)

数	12,156
都道府県	174
保健婦学校・養成所	55
保健所	5,245
市町村役場	1,288
国民健康保険関係団体	3,584
工場の事務所・病院	766
病院	175
農協事務所	64
その他	805

C. 保健婦数とその取組

取組別保健婦数は表5に示す通りである。

- △保健所数 (全国) 七三三カ所 (三三三三)
- △保健所に付く保健婦実人員数 五、三三三 (三三三三)
- △一保健所当り保健婦数 六八八 (三三三三)

II 結核予防に関する施設

Q. 結核予防法—昭・二六・三一・法律九六号—(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて

公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療につとめなければならない。

(定期の健康診断)

第四条 三 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しないものは除く)のうち(注)一項の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長の指示を受け、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

(注) 対象者は、労基法適用事業場に付く者、学校の教員、学生、生徒、児童もしくは幼児になつてゐる。

五 労働者世帯の結核の実情

労働者世帯の結核有症率は、厚生行政基礎調査報告(三二年)によれば一〇.〇〇

に対して常用勤労者世帯が五・二、日雇労働者世帯が五・四となっており、総世帯の結核有病率（四・五）に比べてその割合が高くなっている。

労働者世帯の結核有病率にみたる

世帯の種類	世帯数	結核患者数	結核有病率	結核患者の世帯数	結核患者の世帯数	結核患者の世帯数	結核患者の世帯数	結核患者の世帯数
常用勤労者世帯	44	222	5.0	36	4.0	3.7	34.0	2.1
日雇労働者世帯	61	212	3.5	19.7	29.5	10.5	8.4	2.0
その他	45	29	6.4	5.2	5.4	2.0	2.4	2.4
合計	150	463	3.1	61	14.1	15.1	15.1	15.1

(2)

労働者世帯の結核患者の療養の場所についてみると、常用勤労者世帯五・二

に対して常用勤労者世帯の結核患者の療養の場所についてみると、常用勤労者世帯五・二

のうち、三・三、日雇労働者世帯五・四のうち、三・四が在宅療養をしており、入院しているものが少ない。（オ六表参照）

参考までに労働者世帯の結核以外の有病率（十分率）を見ると、常用勤労者世帯一四・五、日雇労働者世帯二四・一となっており、総世帯有病率（一七・七）より前者は低い、後者はかなりその割合が多くなっている。

C. 我が国の結核死亡率

我が国の結核死亡率は、人口動態統計によれば人口一〇万に対して、昭和三一年四八・五となっており、昭和一五年、二〇九・六に比べると、著しく死亡率が低下した。しかし、諸外国と比較すればまだ高く、デンマーク、オランダ、オーストラリア、カナダ、アメリカでは、死亡率（一〇万に対して）が一〇を割っている。（昭和三〇年）

d. 結核対策

厚生白書によれば結核対策強化については、政府は昭和二五年以来数回にわたる社会保障制度審議会の勧告にもとづき、現実の施策を充実させるよう努めている。結核対策の基盤となる結核予防法による健康診断実施状況をみると、オ七表に示す通りで、労働者世帯の主婦等が対象とされる市町村の一般住民の健康診断受診率は一・二で、小中学生、労基法適用事業場に働く労働者の受診率（前者九四・九、後者二六・九）に比べて著しく低い。（オ七表）

表 実施主体別定期健康診断実施状況

(単位 万人)

	対象者数	受診者数	受診率
総数	7,771	2,770	35.6%
専業主婦	1,210	326	26.9%
小中学校長	1,734	1,646	94.9%
その他の学校長	383	227	59.3%
乳児院等の施設長	132	55	41.3%
市町村長(一般住宅)	4,312	516	12.0%

注 厚生省公衆衛生局調

① 結核予防法オ々条による

昭和三二年度から、結核の健康診断、予防接種に要する費用は全額公費負担となり、結核予防対策は、一歩大きく前進することとなった。三二年一月から八月までの一般住民に関する健康診断の受診率は、前年同期と比べて、二割近い上昇を示した。

結核患者家族対策のオ一は、保健婦による家庭訪問指導オ二は、家族に対する健康診断と予防接種で、患者家族は保健所だけでなく、都道府県知事から委任された医療機関において、本人の希望する日時に、無料健康診断、予防接種を受けることが出来るようになった。

その他、結核患者のある家庭に乳幼児があるときは、乳幼児に対する感染の予防またはその養護・保有的ために、児童福祉施設への収容の措置及び医療扶助を

うけている在宅結核患者については、栄養加算を行うなどの措置が行われている。

二 労働者家族の生活に肉保の深い社会福祉に関する施策

I 社会福祉に関する施策

a. 社会福祉事業法—昭和二六・三・二九・法律オ四五号—(抜粋)

(目的)

オ一條 この法律は、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法その他の社会福祉を目的とする法律と相まつて、社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉に関する事務所の設置)

オ十三条 都道府県及び地方自治法オ二百五十二条の十九条オ一項の指定都市は、その区域(都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける区域を除く)につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

オ 福祉事務所数とその業務

福祉事務所は人口一〇万を単位とした地区に設けられることになつており、昭和三二年九月で全国九六七カ所設置されている。その業務を示すと次の通りである。

事務所の設置	所	人
指導員 (ケースワーカー)	生活保護の次の実施	8527
児童福祉司	児童福祉司の職	671
母子生活支援士	母子生活支援士の職	830
生活保護司	生活保護司の職	791

○ 民生委員法一昭・二三・七・二九、法律オ一九八号一(抜萃)

オ一条 (任務) 民生委員は社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努めるものとする。

I 生活保護に関する施策

○ 生活保護法一昭二五・五・四・法律オ一四四号一(抜萃)

(この法律の目的)

オ一条 この法律は、日本国憲法オ二五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の種類)

オ十一條 保護の種類は、左の通りとする。

1. 生活扶助
2. 教育扶助
3. 住宅扶助
4. 医療扶助
5. 出産扶助
6. 生業扶助
7. 葬祭扶助

○ 生活保護法の保護の基準一昭三二・四・一七厚生省告示九五号一

(イ) 生活扶助基準額

オ二條 (一人にともなうもの) の費用とオ二類 (世帯にともなうもの) の費用の合計額とする。オ八表一A・B 参照

(ロ) 住宅、教育、出産、生業、葬祭扶助

オ八表一C・D・E・F・G 参照

才八表一C 住宅扶助基準額表 (月額)

世帯人員別			1人～2人	3人～4人	5人以上
家 賃	級 地 区 分	一級・二級地	540 ^円	830 ^円	1100 ^円
		三級地	450	690	915
		四級地	360	550	735

才八表一D 教育扶助基準額表 (月額)

級地区分	小学校			中学校		
	1年	2年～5年	6年	1年	2年	3年
一級地・二級地	120 ^円		195 ^円	360 ^円	360 ^円	245 ^円
三級地	100	略	165	290	290	205
四級地	80		140	215	215	165

- 加算額
1. 教科書代の実費
 2. 当該学級において給食費として徴収する実費
 3. 通学のための最低限度の交通費

才八表一E 出産扶助基準額表

級地区分	基準額	加算額
一級地・二級地	1600 ^円	衛生材料の購入に 要する費用
三級地	1500	
四級地	1300	

才八表一A 生活扶助基準額表 (月額)

一級地・才一級

年令別	基準額	
	男	女
0才～1才	825 ^円	825 ^円
2才～4才	1430	1390
5才	1700	1660
6才～8才	1615	1575
9才～12才	1860	1820
13才	2190	2060
14才～24才	2320	1955
25才～59才	2165	1775
60才以上	1925	1500

才八表一B 生活扶助基準額表 (月額)

一級地・才二級

	基準額	地区別冬季加算額(11月～3月)	電燈料	水道料
1人	650 ^円	略	40W 定額	基本料金の 実費
2人	740		料金の実費	
3人	835			
4人	900			
5人	950			
6人以上/人を 増すごとに加 算する額	110			

第九表 世帯種別保護世帯数 (%)

		世帯総数	D被保護世帯数
総数		100% (20,044,020)	100% (390,006)
2) 耕地面積3反以上の世帯		25.9	7.0
3) 耕地面積3反未満世帯	小計	74.1	93.0
	4) 事業経営世帯	13.5	3.1
	常用労働者世帯	45.7	15.7
	日雇労働者世帯	5.1	19.0
	家内労働者世帯	1.0	4.2
その他の世帯		8.7	51.1

C. 労働者世帯種別保護世帯数 (%)

第八表一F 生業扶助基準額表

区分	基準額	
就労助成	1件につき	12000円
技能修得	1箇年以内	12000

第八表一G 葬祭扶助基準額表

級地区分	基準額	
	大人	小人
一級地・二級地	3000円	2400円
三級地	2700	2200
四級地	2400	1900

注 厚生行政基礎調査（昭三二・四・一五）

現在）による。

- (1) 世帯員中に調査日前一ヶ月間に生活保護を受けた者がいる世帯をいう。
- (2) 作付の可能な耕地の面積が三反（北海道は五反）以上ある世帯をいう。
- (3) (2)に該当しないすべての世帯（農耕栽培は全くやっていないか、やっ
- (4) (3)の中で最多収入者が商品の採取・製造・加工・販売またはサービスの提供、もしくはこれらの仲介などの事業経営を個人または共同で行っている世帯で、その事業が調査日現在、その経営上の資産総額五万円以上が事業経営のための雇人が一人でもいる場合をいう。

厚生行政基礎調査（昭・三二・四・一五現在）によれば、常用勤労者の〇・六％は雇労者世帯の之が調査日前一カ月間に生活保護をうけた者がいる世帯である。これを耕地面積三反以上の農家世帯（〇・五％）事業経営世帯（〇・四％）に比べると被保護世帯の割合が少し多くなっている。被保護世帯に占める雇労者世帯の割合は、常用勤労者世帯一五・七％、雇労者世帯一九％である。（オ九表参照）

（22）

（22） 雇労者世帯が被保護世帯となった理由

雇労者世帯が被保護世帯となった理由を見ると、常用勤労者、雇労者世帯にも、世帯員の傷病によるものが圧倒的に多く、それぞれ、四九・三％、三三・九％である。参考までに、農家等の自営業主を含めた被保護世帯総数についてみると、世帯主の傷病（田一・四％）等世帯主側の理由によつて被保護世帯になったものが多く、雇労者世帯の傾向とは異なっている。（オ一〇表参照）

オ一〇表 被保護世帯になった理由別被保護世帯数

理由別	被保護世帯数		常用勤労者世帯		雇労者以外の被保護世帯		完全失業者世帯	
	数	%	数	%	数	%	数	%
総数	18,367	100	12,177	100	2,561	100	5,709	100
総傷病	11,936	65.1	3,900	32.0	1,113	43.5	461	8.1
死・本荘・他	7,546	41.4	1,211	9.9	332	13.0	39	0.7
死・本荘・他	12,811	69.8	7,966	65.8	96	3.8	9	0.2
その他	3,079	16.8	1,987	16.3	685	26.7	413	7.2

世帯員	被保護世帯数		常用勤労者世帯		雇労者以外の被保護世帯		完全失業者世帯	
	数	%	数	%	数	%	数	%
総数	4,149	100	635	100	522	100	955	100
傷病	3,778	90.8	600	94.5	493	94.5	869	91.0
死・本荘・他	141	3.4	13	2.0	1.1	0.2	20	2.1
その他	230	5.6	22	3.5	1.8	0.3	66	6.9
その他	2,282	55.0	1,92	30.2	15.8	3.0	493	51.7

注 1) 厚生省保護課調査

2) 32年12月に保護を申請した世帯である。

（23） 被保護世帯に収容定員（昭・三二・三・三一）

施設	施設数	収容定員
養老施設	507	30,575
養老施設	116	14,163
養老施設	49	2,917
養老施設	327	13,646
養老施設	82	10,309
養老施設	155	19,366

五、その他生活保護に関する施策

①、消費生活協同組合法（昭・二三・七・三〇 法律第二百号）（改訂）

（目的）

才一様、この法律は国民の自発的な生活協同組織の発達を圖り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

（事業の種類）

才十條、組合は左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一、組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工して、若しくは加工しないで又は生産して組合員に供給する事業。
- 二、組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業。
- 三、組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業。
- 四、組合員の生活の共済を図る事業。
- 五、組合員及び組合従業員の仕事に関する知識の向上を図る事業。
- 六、前各号の事業に附帯する事業。

② 生活協同組合数と概況

奨励生活協同組合数は昭和三十一年四月一日現在、全国で二、〇九二で地域組合六八二、職域組合が三九二、連合会一九である。

昭和三十一年度生活協同組合実態調査結果によれば、組合の規模は、一組合当り地域組合員数一六五一、職域組合員数、二六九三となつており地域組合の六〇%、職域組合の八六%が給料生活者によつて占められてゐる。

組合の出資状況を見ると、一組合当り、平均出資払込額は、地域組合は約五八万円、職域組合は約一五三万円、一組合員当り平均出資払込額は、地域組合三五一円、職域組合五七〇円である。

事業の概況を見ると、生活物資の供給事業は、一組合当り一カ月、平均地域組合約一五九万円、職域組合約四一〇万円、その取扱品は、一般食糧品、衣料品、家具什器、雜貨類、米麦雜穀類等が主なるものである。地域組合と職域組合と比べると、職域組合の方が、衣料品、家具什器、雜貨類を前者より多く取扱つており、職域三六九%、地域一七四%、その反面、一般食糧品類の取扱いが少なくなつてゐる（職域三八六%、地域六二九%）。協同施設の利用事業は、主なるものをあげると地域組合では、調査回答数四五六組合の中、七〇組合が理容、三一組合が美容、二七組合が医療、二一組合がクリーニング、一六組合が精米、精麦、製粉を行つており、職域組合では、二二〇組合の中、三九組合が理容、二三組合が食堂喫茶、一三組合が美容を行つてゐる。教育事業を実施した組合は、地域組合四五六組合の中、一三三組合、職域組合二二〇組合の中、七七組合で、事業の種類別状況は次の通りである。

オ十一條「児童福祉司の職務」都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければならぬ。

③児童福祉司は、児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童福祉の増進に努める。

オ十二條「児童委員」市町村の区域に児童委員を置く

④児童委員は、児童及び妊産婦につき、常々その生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他の福祉に關し、援助及び指導をするともに児童福祉司又は社会福祉事業法に規定する福祉に關する事務所の社会福祉士等の行う職務に協力するものとする。

⑤民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられるものとする。

オ十三條「児童相談所の設置」都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。オ十四條の二「児童相談所の業務」児童相談所は、児童の福祉に關する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一、児童に關する各般の問題につき、家庭その他から相談に応ずること。

オ十九條「保健指導」都道府県知事は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、保健所又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を授けることを勸奨しなければならない。

オ二十條「妊娠の届出」妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、特別区においては保健所長を経て都知事に、保健所法オ一條の規定に基く政令で定める市においては保健所長を経て市長に、その他の市町村においては、市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

オ二十一條「母子手帳」都道府県知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に対して母子手帳を交付しなければならない。

オ二十五條「児童福祉施設の設置」国は、別に法律の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとする。

④都道府県は命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。(29)

オ三十七條「乳児院」乳児院は乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

②前項の規定による養育は、必要があるときは、乳児が満二才に達するまで、これを継続することができぬ。

オ三十九條「保育所」保育所は、日中保護者の委託を受け、保育に欠ける乳児は幼児を保育することを目的とする施設とする。

②保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日中保護者の委託を受け、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

才四十床「児童厚生施設」児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

必 労働者家族が一時的に利用できる児童福祉・相談施設

(30)

オノ表 労働者家族の一時的に利用できる児童福祉・相談施設

	施設		数		後		以		人		風
	数	公	立	私	立	総	数	公	立	私	
乳児院	1,333		57		83	2,895		1,136		1,759	
保育所	9,145	4,942		4,203		6,546	257	353,888		303,174	
児童所	1,223		21		102						
児童遊園	399		98		301						
児童相談所	122										
福祉事務所	467										
保健所	783										

(31)

注ノ) 32年9月ノ月調

- 2) 福祉事務所、保健所が児童福祉法の業務を行う規定は、法オノ2条ノニオノ3条の三にそれぞれ規定されている。なお、福祉事務所、保健所の業務については、二、社会局(1)業務課 (2)福祉事務所とその業務。一、公衆衛生局(1)保健所課、保健所の仕事参照

① 近郊各家が一族的に利用出来る児童福祉施設に加入

② 保母 約二九〇〇人（昭三二、三三、三）

③ 児童相談所関係 二四六一人（うち、児童福祉司、六七一人）（昭三二、九）

④ 児童委員（民生委員） 一、二五〇〇〇人（昭三二、三三）

⑤ 母子相談員 八三〇人（昭三二、三三）

⑥ 地域の児童福祉活動の組織（昭三二年九月）

⑦ 母親が子供の問題を話し合ったり、子供会を育てたり、遊び場をつくったり、種々な活動をする二〇、三〇人の自主的な組織で、児童委員、福祉事務所、保育所等が援助している。

⑧ 母親クラブ 九〇八三

⑨ 近所の子供と親しみ共に遊びながら個別的に指導したり、集团的に指導したりする篤志家青年の人数の自主的な組織で、字や町内の小地域で組織されていくものが多い。

⑩ 児童指導員 二、三六

⑪ 町内や字の小地域で、そのすべての子供の主として小、中学生）が中心よく楽しくあそび、年長の子供たちには自主的に活動するように、地域の大人たちが後援指導している組織

II 母子福祉に関する施策

① 母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和、二七、一二、二九、法律オ三五〇号）

（沿革）

（目的）

オ（条、この法律は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行うこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するとともに父母のない児童に対し、資金の貸付を行うことにより、その独立生活の促進を図ることを目的とする。

オ（条、貸付金の額は、左の各号に掲げる通りである。

一 生業資金の貸付は 一〇万円以内

二 支度資金の貸付は 一万五千円以内

三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額一千五百円以内

四 生活資金の貸付は技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間中本人につき月額一千五百円以内及びその扶養している児童一人につき月額五百円以内

- 五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内
- 六 住宅修繕資金の貸付は、一回につき三万円以内
- 七 修学資金の貸付は、高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額一千円以内、大学に就学し、又は実地修練を受けている者に係るときは、就学期間中又は実地修練の期間中月額三千円以内
- 八 修業資金の貸付は、児童が和歌、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額一千五百円以内

父 母子世帯の実情と福祉対策

母子世帯になった直前における配偶者半世帯の世帯別
母子世帯数

母子世帯数 配偶者の世帯 の半世帯	数	1 専業主婦 (専業)	2 専業主婦 (兼業)	3 専業主婦 (半世帯)	4 専業主婦 (半世帯)	5 専業主婦 (半世帯)	6 専業主婦 (半世帯)	7 専業主婦 (半世帯)	8 専業主婦 (半世帯)	9 専業主婦 (半世帯)
総数	2,158	31.9	7.5%	24.9	55.3	28.9	9.0	1.51	1.13	1.75
1 専業主婦(専業)	381 (17.9%)	68.8%	17.3%	1.3%	2.4%	3.1%	1.3%	1.1%	2.4%	3.1%
2 専業主婦(兼業)	96 (4.4%)	13.5	5.2	2.1	7.3	1.4%	1	4.2	3.1	4.2
3 専業主婦	358 (16.6%)	2.0	0.8	39.6	21.8	7.6	4.7	6.2	7.8	9.5
4 常用勤労者	261 (12.1%)	3.5	2.7	4.7	41.8	14.3	3.3	8.5	9.3	8.7
5 日雇労働者	168 (7.8%)	3.6	1.2	2.4	17.2	47.6	2.4	5.3	8.3	9.0

6 専業主婦(兼業)	72 (3.3%)	2.8	2.3	6.7	16.7	9.7	30.6	9.7	6.7	13.9
7 内 取	13 (0.6%)	-	-	7.7	7.7	7.7	7.7	6.2	-	-
8 専業主婦(兼業)	20.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 厚生省児童福祉法全国母子世帯調査報告書(昭三一・八・一)による

- (一) 作付可能な耕地の面積三反以上の世帯で、世帯員中に他の事業の経営を行うものや、常用勤労者や、日雇に出るものがない世帯
- (二) 耕地面積三反以上の世帯員中に他の事業の経営を行うものや常用勤労者や日雇に出るものか一人でもいる世帯
- (三) 事業主とは、耕地面積三反未満の世帯主が、事業の経営を個人又は共同で行っているもので、調査日現在その経営上の資産が五万円以上であるか、又は事業経営上の資産が五万円以上であるか、又は事業経営のため雇人が一人でもいるものか、という

母子世帯になった直前に配偶者(夫)が雇用労働者であった世帯(常用勤労者、日雇労働者)は母子世帯数の約半数である。常用労働者世帯であった母子世帯の半、残された配偶者妻が、常用勤労者として生計を維持しているものは、四一・八%日雇労働者のもの一四・三名で、他は、無業(一八・七%)内取(八・五%)事業主(七・七%)等である。母子世帯となった直前に配偶者日雇労働者であったもののうち、残された配偶者が

やはり日雇労働者として生計を維持しているものか、四七、六名で最も多く、常勤労働者（一七、二名）、無業（九、〇名）、内病（八、三名）等の順になっている。

（オ―ニ表参照）

母子世帯になる直前に配偶者が雇用労働者であった母子世帯の収入等は不明であるが、参考までに母子世帯総数の収入等を記述しておく、厚生白書によれば母子世帯の四八％は、月額一万円未満で、全世帯の一四、一％が家計赤字の状態である。

現在、何らかの社会保障の給付（厚生年金保険法、船員保険法、恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等）による遺族年金、寡婦年金、遺児年金）をうけている世帯は三、一％で、その受給金額は、一世帯平均年間三九、五七〇円である。

母子福祉対策としては、前述の母子福祉資金の貸付等に関する法律にもとづく資金の貸付、母子相談員（全国約八三〇名）による相談指導、母子家庭の住宅等の施策が行われている。

Ⅳ 母子衛生に関する施策

α 母子の保健指導

母子の保健指導は保健所を中心に行われており、昭和三十一年においては、妊婦七九万五千人、産婦一八万七千人、乳幼児二八万七千人に対して指導が行われた。行政的施策を補うものとして、昭和二十九年以降、地域社会の住民の自主的な母子衛生を中心とする地域組織の育成に努力が払われていて、昭和三十二年十二

月一日で一八三九か組織され、その組織人員は約八三六千人である。これらの地域組織は、母子の定期健康診断、栄養の改善、家庭計画の指導等の事業を行っている。これら地域組織の中に労働者世帯がどの位組織されているかについては、不明である。

β 母親学級

母親に対する教育の一つで、その目的は、妊婦に対して、妊娠、分娩、産褥中の養生法、育児についての知識、および正しい取り扱い方を教えるとともに、出産に対する準備、及び非衛生的な迷信や古い習慣等に惑わされない科学的な保健生活をさせ、次代にもなう健康な乳児を分娩させるための妊婦の衛生教育である。

実施主体は集団指導等の場合は、保健所、市町村、母子衛生地域組織等であるが、副業助産婦、病院勤務の助産婦、看護婦等が行う個人指導も実施されている。

集団指導の場合の教育課程はほぼ八課目で、これに受胎調節等を加えて指導している。大体週一回つ、月四回の指導で卒業するといふものが多い。

この母親学級の受講人員は、年間およそ一六万七、七千人で、この数は全妊婦の一割程度である。労働者世帯の主婦等がどの程度受講しているかは不明であり、この学級は一般的にいつて、農村地区に多く普及しているようであるが、家庭地区、大企業

四、労働者家族の生活に關係の深い社会保険に関する施策

I 健康保険に関する施策

九、健康保険法——六、一、二、法律第七〇号——（按）

第一条（目的） 健康保険ニ於テハ保險が被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷者、若ハ死亡又ハ分娩ニ因シ保險給付ヲ爲シ併セテ其ノ被扶養者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ因シ保險給付ヲ爲スモノトス

②前項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス

- 一、被保險者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）及子ニシテ主トシテ其ノ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二、被保險者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ被保險者ノ生計ヲ維持スルモノ
- 三、被保險者ノ配偶者ニシテ届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 四、前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 五、第十三条（強制被保險者）
左ノ各号ノ一、ニ該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保險者トス、

一、左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

① 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

二、国又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

三、二十二条（保險者）健康保険ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

四、二十八条（組合ノ任意設立）一又ハ二以上ノ事業に付被保險者常時三〇〇人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合を設立スルコトヲ得

五、四十三條（療養の給付） 被保險者の疾病又ハ負傷ニ因シテハ左ニ掲グル療養給付ヲ爲ス

一、診 察

二、薬剤又ハ治療材料ノ支給

三、処置、手術其ノ他ノ治療

四、病院又ハ診療所ヘノ収容

五、看護

六、移送

六、四十五條（傷病手当金） 被保險者ハ療養ノ爲メ業務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ日ヨリ起算シテ四日ヨリ労働ニ服スルコト能ハカリシ期間傷病手当金トシテ一日

ニ付標準報酬月額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額ヲ支給ス

六、四十七條 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ

関シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス
オ四十条（埋葬料及埋葬費）被保険者死シタルトキハ被保険者ニ依リ生計ヲ維持
シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ対シ埋葬料トシテ被保険者ノ標準報酬月額ニ相当
スル金額ヲ支給ス

オ五十条（分娩費及出産手当金）被保険者分娩シタルトキハ分娩費トシテ被保険者
ノ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

② 前項ノ場合ニ於テ被保険者が分娩ノ日前四二日間、分娩の日以後の四二日以内ニ
於テ労務ニ取セザリシ期間内出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬月額ノ百分ノ六十二
相当スル金額ヲ支給ス

オ五十条ノ二（哺育手当）被保険者が分娩シタル場合ニ於テソノ出産児ヲ哺育シタ
ルトキハ哺育手当金トシテ分娩ノ日ヨリ起算シ引続き六月間哺育期間内一月ニ付二〇
円ヲ支給ス、但シ其ノ期間一月ニ滿タサルトキハ之ヲ一月トス

オ五十七条ノ三（療養ノ給付等ノ終期）療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ同一ノ病
病又は買傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ左ニ掲ケル事由ニ該当スルニ至リタルト
キハ之ヲ終サズ

ノ、厚生年金保険法ニ依ル障害年金又ハ障害手当金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル
トキ
2、前号以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後三年ヲ経過スルモ疾病又ハ買傷治愈
セザルトキ

オ五十九条ノ二（家族療養費）被扶養者がオ四十三条ノ三項（保険 医療機関等ノ
指定）各号ニ掲ケル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養ヲ

受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ
支給ス

② 家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十二ニ相当スル額トス
オ五十九条ノ二（家族埋葬料）被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族埋葬
料トシテ二千円ヲ支給ス

オ五十九条ノ四（配偶者分娩費及哺育手当金）被扶養者タル配偶者が分娩シタル
トキハ被保険者ニ対シ配偶者分娩費トシテ千円ヲ支給ス

② 前項ノ場合ニ於テ其ノ出産児ヲ哺育シタルトキハ被保険者ニ対シ哺育手当金ヲ支
給ス

③ 前項ノ哺育手当金ノ支給ニ関シテハオ五十五条ノ二（哺育手当金）及オ五十五条
（継続給付）ノ規定ヲ準用ス

6、日雇労働者健康保険法——昭、二八、八一四法律オ二〇七号——（沿革）

（この法律の目的）

オ一条 この法律は、日雇労働者の業務外の事由による疾病、買傷若しくは、死
亡、又は分へん及びその被扶養者の疾病、買傷、死亡、又は分へんに対して保険
給付を行うことによつて、その生活の安定に寄与することを目的とする。

(保険者)

才二条 日雇労働者健康保険の保険者は政府とする

(用語の定義)

才三条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう

一 臨時に使用される者であつて左に掲げるもの

イ、日雇い入られる者(同一の事務所において一個月の期間をこえる場合を除く)

ロ、二箇月以内の期間を定めて使用される者(所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合を除く)

ニ 季節的業務に使用される者(但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合を除く)

三 臨時的事业の事業所に使用される者(但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合を除く)

マ この法律で「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう

一 被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)及び子であつて、主としてこれらの者により生計を維持するもの

ニ、被保険者又は被保険者であつた者の三親等内の親族であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

(保険給付の種類)

才九条 この法律による保険給付は次のとおりとする。

一 療養の給付

二 埋葬料の支給

三 分へん費の支給

四 家族療養費の支給

五 家族埋葬料の支給

六 配偶者分へんの費の支給

(療養の給付)

才十條 被保険者の疾病又は負傷に関しては、左に掲げる療養の給付を行う

一 診療

ニ 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(給付の期間)

才十四條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關して

しては、その開始の日から起算して一年を経過したときは行わない。

(埋葬料)

オ十六条の二 被保険者が死亡したときは、被扶養者であつて埋葬を行う者に対し、埋葬料として四千円支給する。

(分べん費)

オ十六条の三 被保険者が分べんしたときは、分べん費として二千円支給する。

(家族療養費)

オ十七条 被扶養者が受給資格証明書をオ十条オ五項オ一号又はオ二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

二 家族療養費の額は、療養に要した費用の百分の五十に相当する額とする。

(家族埋葬料)

オ十七条の二 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し家族埋葬料として二千円支給する。

(配偶者分べん費)

オ十七条の三 被扶養者である配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。

ク 労働者世帯の社会保険加入状況

労働者世帯の中、社会保険に加入している世帯は、三十二年厚生行政基礎調査によれば、常用労働者世帯の七九・六%、日雇労働者世帯の中、二六・二%である。

オ十三表 労働者世帯の社会保険加入状況(%)

	総数	常用労働者世帯	日雇労働者世帯
総数	100% (20,704,000)	100% (9,169,000)	100% (10,570,000)
国保加入世帯	25.3	5.5	34.8
社会保険加入世帯	46.3	79.6	26.2
社会保険に加入していない世帯	28.4	14.7	39.0

注、厚生行政基礎調査(昭32.4.15)による

社会保険に全く加入していない労働者世帯は、常用労働者世帯の一四・九%、日雇労働者世帯三九・〇%となつてゐる。(オ十三表参照)

ア

健康保険組合の付加給付

三十二年九月、健康保険組合連合会が調査した資料によると、健康保険組合数は九百六、このうち付加給付を実施している組合は八九三で、全体の九四％である。付給金とは、傷病手当付加金、延長傷病手当金、分娩付加金、保育手当付加金、出産手当付加金、埋葬付加金、家族療養付加金、家族埋葬付加金、配偶者分娩付加金、配偶者保育手当金等である。

もつとも多く実施している付加給付は、家族療養付加金で全体の六五％、次が埋葬付加金の四九％、傷病手当付加金の四八％、分娩付加金四五％、保育手当付加金三五％、延長傷病手当金三三％となっている。

保険給付費中に占める割合は、昭和三十一年度一二・三％被保険者一人当たり付加給付金額は一、二〇六円である。

厚生白書（三十二年度）によれば、家族療養付加給付の割合は、平均三割二分となつてゐる（すなわち、これらの組合における家族の自己負担は平均一割七分でよいわけである。）

II 厚生年金に関する施策

ア、厚生年金保険法——昭、二九、五、一九、法律六一一五号——（按年）

注 昭和十六年法律六〇号（旧厚生年金保険法）の全部改正

（この法律の目的）

オ一 条、この法律は、労働者の老令、痾疾、死亡又は脱退について、保険給付を行ない、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（管 掌）

オ二 条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

（用語の定義）

オ三 条 二、この法律において、「配偶者」「夫」及び「妻」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（適用事業所）

オ六 条 左の各号の一に該当する事業所又は事務所を適用事業所とする。

一 左に掲ぐる事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ——又及び二号——略

二 前項の事業所以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすること加出する。

（保険給付の種類）

オ三十二 条 この法律による保険給付は左のとおりとする。

- 一 老令年金
- 二 痾害年金及び障害手当金
- 三 遺族年金
- 四 脱退手当金

(基本年金額及び加給年金額)

第三十四条 基本年金額は、二万四千円に、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額へ被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額という一の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について四千八百円とする。

各年金の給付については、条文通り掲載するのは、紙面を多く要するので、厚生省発行健康と福祉(一九五八)三八頁、厚生年金保険の給付を掲載することにした。

ろ 老令年金

二〇年以上の被保険者加六〇才へ定内夫と女子は五十五才でやめたとき支給される。年金額は二万四千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))に被扶養者一人四八〇〇円を加えたもの。具中の計算法をみると、平均標準報酬月額が一万円で、加給年金対象者二人の場合、 $24,000円 + 10,000円 \times \frac{5}{1000} \times 240$

$$+ 2,600円 = 25,600円$$

を 障害年金

医師にかかつて三年目(又はなかつたとき)の状態が一定の療疾の状態にあるとき支給される。年金額は一級の場合二万四千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))十一万二千円に被扶養者一人四八〇〇円を加えたもの、二級の場合二万四

千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))に被扶養者一人四八〇〇円を加えたもの、三級の場合二万四千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))の七〇%となっている。

三 障害手当金

療疾の狀態にはあるが障害年金を受けけるほどのものでないときに支給される。その額は、二万四千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))の一四・%

四 遺族年金

被保険者又は、障害年金、老令年金をうけることの出来る者の遺族等に支給される。年金額は二万四千円十(平均給料月額 $\times \frac{5}{1000}$ ×被保険者期間(月))の五〇。(49)
%に十八才未満の子供一人につき四八〇〇円となっている。

この法律の遺族とは、法五十九条(遺族)に次のように規定されている。

遺族年金を受けることのできる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時その者によつて生計を維持し左の要件に該当したものとすること。

一、妻については、左のいずれかに該当すること。

イ、四十才以上であること。

ロ、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ、別表オ一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること

二、夫、父母又は祖父母については、六十才以上であるが、又は別表オ二に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること

三、子、又は孫については、十八才未満であるか、又は別表オ一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること

シ、脱退手当金

女子が二年以上勤めてやめるとき、男子が五年（応内夫は三年九月）以上勤めて五十才でやめたととき又はやめてから五十才に達したときに支給される。支給額は平均給料月額被保険者期間比例率である。

(50)

ム、厚生年金保険法の適用事務所数

昭和三十三年一月現在厚生年金保険法適用事業所は三三六、〇三六で、同年一日労働基金法適用事業場の中五人以上の事業場数の六二、五％である。参考までに労働基準法適用事業場に対する割合を見ると、二七、九％にすぎない。労働者世帯の中で、厚生年金保険法が適用されている世帯かどの位あるかについては適当な資料が見当たらないが参考までに厚生年金保険法適用労働者数と労働基準法適用労働者と比較すると、昭和三十三年一月現在で、前者は後者の二一％である。

ロ、年金の支給状況

ノ、老令年金

厚生年金保険で、現在支給されている老令年金の一件当り平均額は、昭、三二、三月末現在四二、五一〇円、月額にして三、五四二円となっているが、これは扶養加算（被扶養者一人につき月額四、〇〇円）をいれて計算した額であり、本人分のみをとれば、三〇、四六八円、月額にして二、五三九円となる。わが国年間一人当り消費支出は六四〇、〇〇円となっているから、右の年金額はその四七、六％をカバーする程度である（昭和三十三年厚生白書P、一九二）

ロ、障害年金

昭和三十三年三月現在の一件当り障害年金額は三一、八四〇円である。

ハ、遺族年金

昭和三十三年三月末現在の厚生年金保険の遺族年金額は、一件当り二二、八四五円である。

(51)

九、厚生年金積立金による福祉施設

厚生年金積立金は被保険者の福祉施設資金として、病院および住宅建設のために還元融資が行われている。昭和三十三年度の実績をみると、住宅四七、六六戸、病院四四五七（床敷）、保健厚生施設一五か建設された。保健厚生施設の内訳を見ると、休養施設、体育施設、会館となっており、現在までに設立されている施設数は、休養施設二一、体育施設六、となっている。

エ、労働者世帯の老令保障についての意識

厚生省が行った社会保険生活実態調査報告（三一・八一）によれば、「老令保障制度」というものがあります。厚生年金保険や恩給など知らずで済むが、これは若いうちに少しずつ掛金を納めておけば、年をとってから国から年金がもらえる制度です。こういう制度は国民全頭に必要だと思いますか。それともないと思えますか。」との問に対して、「必要」と答えたものは、オナ四表に示した通り、常用労働者が最も多く、上四一名を占めている。日雇労働者世帯は、六七〇名で、事業経営者世帯（六八九名）よりもいくぶん、その割合が少いが、この場合も、総数ならびに農家世帯に比べれば、老令保障を必要と回答しているものが、多くなっている。

オナ四表 社会保険についての回答

	総数	耕地面積3反以上の世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯
必要	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
必要ない	65.4	57.1	48.9	74.1	67.0	59.3
必要ない と答えてはい ない	10.3	15.2	8.7	6.9	6.7	7.1
	9.5	11.2	8.7	7.2	10.1	11.7
	10.8	11.9	9.8	8.8	13.3	14.9

必要	4.0	4.6	3.9	11.9	2.9	7.0
----	-----	-----	-----	------	-----	-----

注 一、社会保険生活実態調査報告（昭三一年八月）による

二、商品の生産、製造、加工、仕入、販売または提供、もしくは、これらの仲介などの事業経営を個人または共同で行っている世帯で、調査日現在、その経営上の資産額五万円以上か、事業経営のための雇人が一人でもいる世帯。

次にこの調査で「老令保障は不必要」と回答したものについてその理由を見ると、常用労働者世帯では、「家族が面倒を見てくれるから」が不必要と答えたものの四二・六%で最も多く、次が「掛金を納めるのが大変だから」二六・二%、「自分でやって行けるから」一八・六%が主なものである。日雇労働者世帯では、「掛金を納めるのが大へんたから」と答えたものが三七・九%で最も多く、次が「家族が面倒を見てくれるから」三四・二%、「自分でやって行けるから」と答えたものは六三%にすぎない。参考までに農家世帯を見ると、「家族が面倒をみてくれるから老令保障は不必要」と答えたものか半数以上（五一・九%）で、「掛金を納めるのが大へんたから」と答えたものは労働者世帯よりも少く、二・五%となっている。

五

保健衛生、生活問題等について相談に応ずる施設生活に困ったとき、あるいは病気になる時、その他いろいろの問題に出会ったときに相談に心づかる所、いわば窓口ともいうべき所を示せば

相談機関に属する所				備考
生活に困ったときは	名称	その所属	主な仕事の内容	
	福祉事務所	郡道府県または市町村	生活保護の決定と実施	指導員(社会福祉) 現求員 主事
児童・母子に関することについては	福祉事務所	“	児童、妊娠婦の保護指導 母子福祉費金の交付等	児童福祉 安上相談員
	児童相談所	郡道府県または、五大市	児童に関する各般の相談、各種の判定、施設への入所、措置、里親への委託等	児童福祉司、医師、保健婦、心理判定員
身体の不自由な人については	福祉事務所	郡道府県または市町村	身体障害者の発見、相談	身体障害者福祉司
	身体障害者更生相談所	郡道府県または五大市	医学的判定、その他の各種の判定、補装具の注文、適合判定	医師看護婦、心理判定員、保健婦、判定員、ケースワーカー
結核予防その他	保健所	郡道府県または	結核の定期健康診査	医師、歯科医師、

(45)

保健衛生一般について		政令で定める市	診断、治療、回復指導、伝染病その他予防指導、受胎調節指導	保健師、保健婦、助産婦、看護婦等	
精神障害については	精神衛生相談所	“	精神衛生に関する相談指導	医師、保健婦	保健所に併設されている私立のものもある
優生保護について	優生保護相談所	“	優生保護に関する相談指導	医師	大学や保健所に併設されているものもある
健康保険、厚生年金等については	社会保険出張所(出張所のない所は県保険課)	郡道府県	厚生省所管の各種保険に関する事務(各種保険の適用、保険料、給付等に関すること)	事務取扱員	

(46)

厚生省台書(昭和32年)P.222～P.224より、組、留守家族、引揚者に関することは除外

六 労働者家族の生活に關係の深い厚生省の機構と所掌事務

大臣

官房

企画室——厚生行政の企画、社会保険制度の総合調査、研究、厚生行政年次報告書の作成、厚生科学研究補助金に關すること

統計調査部指導課——厚生行政の調査一般、厚生行政に必要な統計に關する連絡調整、資料の刊行

企画室——公衆衛生行政の総合的企画、調査、調整、家族計画に關すること

○栄養課——（法律）栄養改善法

食生活の指導、國民の栄養状態の調査に關すること

○保健所課——（法律）保健所法

衛生教育の普及向上、医療社会事業一般に關すること

○結核予防課——（法律）結核予防法

結核の予防に關すること

○防疫課——（法律）伝染病予防法、予防接種法、寄生虫予防法、伝染病の予防、トナホーム、近視の予防に關すること

環境衛生部環境衛生課

（法律）清掃法

おすみ、昆虫等の駆除

水道課——（法律）水道法、下水道法

水道の布設の認可、許可、下水道終末処理場の募集等の指導監督、水道料金の統制に關すること、水の衛生に關すること。

社会局

○事務課——（法律）社会福祉事業法、民生委員法

社会福祉法人に關する認可、福祉事務所の運営に關する指導監督、社会福祉事業一般に關する調査研究

○保護課——（法律）生活保護法

保護を要する者の保護、調査に關すること

○更生課——（法律）身体障害者福祉法

身体障害者の保護更生、授産、職業指導に關すること、結核回復者の復保護に關すること

○生活課——（法律）消費生活協同組合、公益質屋法

又二種公営住宅に關すること

○企画課——（法律）児童福祉法

児童、母性の福祉に關する総合的企画、児童福祉思想の普及向上を図ること、児童相談所に關すること、児童生産指導等に關する調査

○養護課——精神薄弱児、不良児等の保護、精神薄弱児施設に關すること

児童の不良化防止に關すること

児童局

保 險 局

- 母子福祉課 — (法律) 母子福祉資金の貸付等に関する法律
母子福祉の向上に関すること、乳幼児の保育に関すること
保育所 母子寮に関すること
- 母子衛生課 — 妊産婦、乳幼児の保健指導に関すること、身体障害児の療育に関すること、助産施設に関すること
- 健康保健課 — (法律) 健康保険法、日雇労働者健康保険法
政府掌健康保険事業、健康保険組合の指導監督助成、日雇労働者健康保険事業
- 厚生年金課 — (法律) 厚生年金保険法
厚生年金保険事業

○印は、これらの中でも特に関係が深いと思われるもの